新宿中央公園をデモの出発地として使用される方へ

下記許可条件及び公園内に掲示されている禁止事項を遵守してください。これらの事項に違反していることが確認された場合、是正指導又は許可の取り消し、もしくは次回以降の占用を不許可とする場合があります。

許　可　条　件

1　許可書を携帯し、係員から提示を求められた場合は提示すること。
2　公園内での集会・演説及び示威運動を行わないこと。
3　公園内では、プラカードや旗等を掲出しないこと。
4　ビラを含む物品の配布・販売、勧誘等をしないこと。
5　占用目的の変更、範囲を超えての占用をしないこと。第三者に占用させないこと。
6　園内施設及び樹木等に損傷を与えないこと。
7　公園灯、その他公園施設から電源を取らないこと。
8　一般来園者の利用を妨げないこと。
9　騒音等により、公園利用者及び近隣住民等に迷惑をかけないことし、拡声器の使用は原則認めない。やむを得ず使用する場合は、時間及び音量を最低限にとどめるものとし、係員の指示に従うこと。
10　公園内への車両の乗り入れ及び駐車をしないこと。
11　許可書にある占用時間を遵守すること。
12　ゴミ等は持ち帰ること。
13　指定喫煙場所以外では喫煙をしないこと。
14　利用人数を超えて滞留させないこと。
15　「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第２条の規定による不当な差別的言動は行わないこと。（なお、「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチの利用制限に関する基準」に基づく利用制限要件に該当するおそれが判明した場合は、許可を取り消すことがあります。）
16　デモ参加者、一般来園者、近隣住民等の生命、身体又は財産が侵害されるといった危険な状況を誘発・助長するような行為を行わないこと（この禁止事項を遵守している場合であっても、明らかに危険の発生が予見されるときは、許可を取り消すことがあります）。
17　都市公園法、新宿区立公園条例及び同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。

連絡先　　新宿区みどり土木部みどり公園課公園管理係
電話　０３－５２７３－３９１４